



臨時給付金の申請スタート

公明党横浜市会ニュース
横浜市議員(港南区)

安西 ひでとし

「臨時福祉給付金」 「子育て世帯臨時特例給付金」

消費増税の負担軽減策として、公明党は「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の支給を実現させました。横浜市では約84万人が対象となり、先日案内が各家庭に送付され、申請も始まりました(※給付金の概要は表を参照)。

臨時福祉給付金		子育て世帯臨時特例給付金	
【支給対象者】	2014年1月1日時点で住民基本台帳に登録されている人で、①と②に該当する人 ①14年度市民税(均等割)が課税されていない人※ただし、市町村民税(均等割)が課税されている人の扶養親族等は除く ②生活保護等を受けていない人	【支給対象者】	2014年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給しており、13年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人
【給付額】	1人につき10,000円 ※基礎年金受給者、児童扶養手当受給者、特別障害者手当受給者等には、5,000円を加算	【支給児童】	支給対象者の14年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童 ※ただし、臨時福祉給付金の対象者および生活保護等の被保護者は除く
		【給付額】	対象児童1人につき10,000円

詳細は専用コールセンター ☎0120・400・575 まで

申請は案内に同封されている申請書に記入の上、返信用封筒で郵送します。受付期間は2015年

1月16日、消印有効です。申請期間を経過すると、給付金の受け取りはできなくなるので、ご注意ください。

横浜市では、両給付金の疑問に対応する専用のコールセンター(0120・400・575)を15年

2月末日まで設置しています(全日午前9時から午後6時まで)。コールセンターは、昨年度の健康福祉・病院経営委員会において、必要性を訴えたことで設置されたものです。また、申請書の配布や書き方、申請方法の相談などは、港南区役所地下1階に設置された相談窓口を利用してください。10月15日までの平日午前8時45分から午後5時まで開設しています(※窓口で支給は行いません)。

歩道橋の耐震補強

横浜市は減災目標を達成するための具体的対策を示すものとして、13年4月に地震防災戦略を定めています。その1つとして緊急輸送路等の整備が重点施策として掲げ



られており、市では緊急輸送路等の歩道橋101橋の耐震補強を17年度までに行う予定です。港南区内の該当する歩道橋は、鎌倉街道や環状2号線沿いの「関の下」「吉原」「永野」「笹下」「打越」「馬洗」「日野」の7カ所ですが、落橋防止措置などの耐震補強工事を13年度中にすべて終わります。

